

人間ドック受診助成希望者2次募集

人間ドックの料金を一部助成します

2020年度の公立豊岡病院組合立病院(日高・出石)での人間ドック受診助成希望者の2次募集をします。

- ▼対象 次の条件を全て満たす市民
 - ▽40歳以上(2021年3月31日現在)
 - ▽市の指定する医療機関・日程で受診可能
 - ▽職場等で人間ドック助成制度がない
 - ▽2020年度「すこやか市民健診」・「個別健診(特定健診)」を受診しない
- ▼助成対象病院(受診期間)
 - ▽日高医療センター(9月下旬～2021年3月)
 - ▽出石医療センター(9月下旬～2021年3月)

▼申込み 8月3日(月)～31日(月)に電話、または健康増進課、市民課、各振興局市民福祉課にある「助成申込書」を窓口へ提出、もしくは郵送

▼その他

- ▽申込みが多数の場合は先着順とします。
- ▽受診日程は、随時お知らせします(日程は希望どおりにならない場合があります)。
- ▽今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止または延期になる場合があります。

 《問合せ》健康増進課(〒668-0046、立野町12-12) ☎24-1127

《助成内容》

医療機関	種別	定員	基本料金	加入している保険の種類	市助成額
日高医療センター	半日	30人	38,500円	豊岡市国保・後期高齢者 その他保険	18,000円 10,000円
	1日	30人	47,300円	豊岡市国保・後期高齢者 その他保険	22,000円 12,000円
	1泊2日	20人	64,900円	豊岡市国保・後期高齢者 その他保険	30,000円 15,000円
出石医療センター	日帰り	10人	44,000円	豊岡市国保・後期高齢者 その他保険	18,000円 10,000円

※各病院のオプション検査の種類・料金は窓口で配布する「人間ドック受診のしおり」、またはホームページを確認してください。

《料金》

年齢	料金
40・45・50・55・60・65歳の方	1,000円 ※市民税非課税世帯の方、生活保護受給中の方は申請で免除(一度、料金を支払うと返金不可)
上記以外の41～69歳で希望する方	3,080円 ※免除はありません
70歳の方	無料

※年齢は2021年4月1日現在

40歳～70歳の女性の方
骨粗しょう症検診を受けませんか

骨粗しょう症は、骨の内部がスカスカになり、骨折しやすくなる病気です。背中や腰の痛み、背中が曲がる、背が縮むなども骨粗しょう症の症状です。自分の骨の状態を知るため検診を受け、予防に努めましょう。

▼日時 10月1日(木)～27日(火)午後1時～2時30分
※土・日曜日、祝日を除く

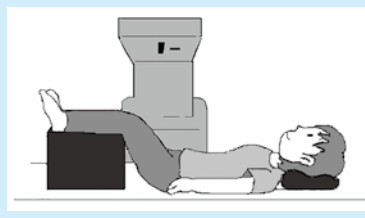
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、延期または中止となる場合があります。

▼場所 日高医療センター(健診センター1階)

▼対象 40～70歳の女性市民
※すでに骨粗しょう症と診断された方、治療中の方、妊娠中の方を除く。

▼定員 1日当たり16人(先着順)※定員に達した時点で終了

検査は簡単、短時間! ^{DEXA}法
服を着たまま、あおむけに寝て検査を受けます。痛みもなく、短時間で済みます。



▼申込み 8月3日(月)～18日(火)に、希望の日時を電話・窓口で予約
《申込み・問合せ》健康増進課 ☎24-1127

※掲載している情報は編集時点(7月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

児童扶養手当の現況届、特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の所得状況届を提出してください

児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方(所得制限により支給停止の方を含む)は、それぞれ現況届、所得状況届を提出してください。

該当者には提出期間までに必要書類を送付します。この届で8月分以降(児童扶養手当は11月分以降)の受給資格を確認しますので、提出がないと8月分以降(児童扶養手当は11月分以降)の手当が支給できません。

所得が限度額を超えるため、手当の支給停止が予想される場合も届出は必要です。

▼期間

○児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当は、

8月12日(水)～31日(月)

○特別児童扶養手当は、8月12日(水)～9月11日(金)

▼提出先 社会福祉課または各振興局市民福祉課
《問合せ》社会福祉課生活援護係 ☎24-7031(児童

扶養手当)、社会福祉課障害福祉係 ☎24-7033
(児童扶養手当以外)

所得制限があります。

※右記2手当は児童が福祉施設に入所している場合は対象になりません。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の対象者

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を共にできない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童を含む)を養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方が対象です。ただし、所得制限があります。

特別障害者手当・障害児福祉手当の対象者

特別障害者手当

日常生活で常時特別の介護を必要とする、最重度の障害者で20歳以上の在宅の方が対象です。

障害児福祉手当

日常生活で常時の介護が必要な20歳未満の在宅の方が対象です。

特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に障害のある児童を養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方が対象です。ただし、

※右記2手当は施設に入所または長期入院(児童は除く)している方は対象になりません。対象となるには障害の程度、所得制限等条件があります。詳細は社会福祉課に問い合わせてください。

ひとり親家庭の皆さんへ

児童扶養手当現況届を休日受付します

児童扶養手当現況届の休日受付をします。

8月14日ごろまでは窓口の混雑が予想されるため、ぜひ休日受付を利用してください。

▼日時 8月22日(土)午前10時～午後4時

▼場所 立野庁舎 1階 社会福祉課窓口

▼内容

- ①児童扶養手当現況届受付
- ②ひとり親世帯臨時特別給付金の申請受付

▼その他

同日に「母子・父子家庭等特別相談」を実施します。対象は、ひとり親またはひとり親になるかもしれない方です。詳細は、本紙27ページを確認してください。

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7031



※掲載している情報は編集時点(7月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。